

○米子市福祉保健総合センター条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 115 号

米子市福祉保健総合センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、米子市福祉保健総合センターの設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民の福祉及び保健の総合的推進並びに民間福祉活動の促進を図るため、米子市福祉保健総合センターを次のとおり設置する。

名称	位置
米子市福祉保健総合センター	米子市錦町一丁目 139 番地 3

2 米子市福祉保健総合センター(以下「総合センター」という。)の愛称は、「ふれあいの里」とする。

(施設)

第 3 条 総合センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の老人福祉センター
- (2) 米子市老人介護支援センター
- (3) 地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 18 条第 1 項の市町村保健センター
- (4) 米子市地域リハビリテーションセンター
- (5) 米子市ボランティアセンター
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉及び保健の総合的推進並びに民間福祉活動の促進を図るために必要な施設

2 この条例に定めるもののほか、前項第 1 号及び第 3 号に掲げる施設の設置及び管理に関する事項については、別に定める。

一部改正〔平成 19 年条例 3 号・58 号〕

(事業及び供用目的)

第 4 条 総合センター(前条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる施設を除く。次条から第 11 条まで、第 14 条から第 18 条まで、第 20 条及び第 23 条において同じ。)においては、次の各号に掲げる施設ごとに当該各号に定める事業を行う。

- (1) 米子市老人介護支援センター 老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規定する事業
- (2) 米子市地域リハビリテーションセンター 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 17 条第 1 項に規定する業務に係る事業
- (3) 米子市ボランティアセンター ボランティア活動の促進に関する事業

2 前条第 1 項第 6 号に掲げる施設は、第 2 条に規定する目的のための用途に供するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該供用に支障のない範囲内において当該用途以外の用途に供することができる。

3 総合センターは、営利を目的として使用することはできない。ただし、第2条に規定する目的のための用途に使用する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成17年条例213号・19年58号・25年9号〕

(開所時間及び休所日)

第5条 総合センターの各施設の開所時間及び休所日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。

施設	開所時間	休所日
第3条第1項第2号及び第4号に掲げる施設	午前9時から 午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (前号に掲げる日を除く。)
第3条第1項第5号及び第6号に掲げる施設	午前9時から 午後9時まで	(1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

一部改正〔平成19年条例3号〕

(使用許可)

第6条 総合センターのうち次に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 大会議室(控室を含む。以下同じ。)
- (2) 中会議室(第1会議室・第2会議室・第3会議室)
- (3) 研修室1及び研修室2
- (4) 福祉団体活動室
- (5) 障害者活動室
- (6) 作品展示コーナー

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項及び前項(第18条第2項において準用する場合を含む。)、第8条並びに第18条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

一部改正〔平成17年条例213号・25年9号〕

(使用許可等の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 総合センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総合センターの管理運営上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成24年条例3号〕

（特別設備等の制限）

第8条 第6条第1項の許可を受けた者又は総合センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、総合センターの施設若しくは設備に特別の設備をし、若しくは総合センターの設備に変更を加え、又は総合センターに備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成17年条例213号〕

（目的外使用等の禁止）

第9条 使用許可等を受けた者（以下「使用者」という。）及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的に総合センターの施設等を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

一部改正〔平成17年条例213号〕

（使用許可等の取消し等）

第10条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、総合センターの使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、総合センターへの入所を拒否し、又は総合センターからの退所を命ずることができる。

- (1) 第6条第3項の条件に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

一部改正〔平成17年条例213号〕

（使用料）

第11条 総合センターの施設等の使用料は、無料とする。ただし、第4条第2項ただし書の規定により使用する場合及び同条第3項ただし書の規定により営利を目的として使用する場合の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第12条 第4条第2項ただし書の規定による使用者及び同条第3項ただし書の規定による営利を目的とした使用者は、前条ただし書に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、第6条第1項及び第2項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由により総合センターの施設等を使用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者及び利用者は、総合センターの施設等の使用又は利用を終えたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。第10条第2項の規定により使用許可等を取り消され、総合センターの施設等の使用若しくは利用を停止され、又は総合センターからの退所を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者及び利用者は、総合センターの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第17条 使用者及び利用者は、総合センターにおいては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(行為の制限)

第18条 総合センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 物品販売その他営業行為

(2) 寄附の募集

(3) 宣伝

(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置

(5) 前各号に掲げる行為に類する行為

2 第6条第2項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

(運営委員会)

第 19 条 総合センターの運営に関する事項について協議するため、米子市福祉保健総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員 12 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表者
- (2) 保健関係団体の代表者
- (3) 学識経験のある者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第 20 条 市は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、総合センターの管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 総合センターの施設等の維持管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合センターの管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

全部改正〔平成 17 年条例 213 号〕

(指定管理者による開所時間及び休所日の変更)

第 21 条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第 5 条に規定する開所時間及び休所日を変更することができる。

追加〔平成 17 年条例 213 号〕

(指定管理者による使用許可等)

第 22 条 指定管理者は、その業務として使用許可等に関する事務を行うものとする。この場合において、第 4 条、第 6 条から第 8 条まで、第 10 条及び第 18 条の規定の適用については、これらの規定（これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

追加〔平成 17 年条例 213 号〕

(指定管理者による使用料の収受等)

第 23 条 第 20 条の規定により総合センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、第 4 条第 2 項ただし書の規定による使用者及び同条第 3 項ただし書の規定による営利を目的とした使用者は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、使用料を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の場合における使用料の額は、指定管理者が、別表に定める金額の範囲内におい

て、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。当該承認を受けた使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により指定管理者に支払われた使用料は、当該指定管理者に、その収入として収受させる。

4 指定管理者は、市長が認める場合に限り、使用料を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が認める場合に限り、既に収受した使用料の全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成17年条例213号〕

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例213号〕

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

一部改正〔平成19年条例3号〕

附 則 (平成17年7月25日条例第213号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日条例第58号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第46条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(米子市福祉保健総合センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第9条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例(以下この条において「改正後の条例」という。)第7条第4号の規定は、施行日以後における米子市福祉保

健総合センター（以下この項において「総合センター」という。）の施設（改正後の条例第6条第1項各号に掲げる施設に限る。）の使用又は総合センターにおける改正後の条例第18条第1項各号に掲げる行為に係る許可（公布日以後に当該許可について申請がされたものに限る。）について適用する。

2 改正後の条例第10条第2項第2号の規定は、この条例の施行の際現に第9条の規定による改正前の米子市福祉保健総合センター条例第6条第1項又は第18条第1項ただし書の許可を受けている者に対しても適用する。

附 則（平成25年3月28日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の米子市福祉保健総合センター条例第6条第1項第3号に掲げる研修室1及び研修室2並びに同項第4号に掲げる福祉団体活動室の使用（当該福祉団体活動室にあっては、同条例第4条第2項ただし書の規定による使用及び同条第3項ただし書の規定による使用に限る。）について同条例第6条第1項の市長の許可を受けるために必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

附 則（平成25年12月25日条例第38号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表（米子市淀江和傘伝承施設条例（平成17年米子市条例第134号）第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第8条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市勤労者体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第12条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第14条第1項の規定による改正後の米子市南公園墓地条例別表第2の規定、第15条の規定による改正後の米子市北公園墓地条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江墓苑条例別表第2の規定、第17条第1項の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表（米子市準用河川占用料徴収条例（平成17年米子市条例第137号）第3条にお

いて読み替えて準用する場合及び米子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第19条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定、第23条の規定による改正後の米子駅前地区自転車等の放置防止に関する条例第8条第1項の規定、第26条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第28条の規定による改正後の米子市伯耆古代の丘公園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第31条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第32条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定、第35条の規定による改正後の米子市体育施設条例別表第2の規定、第36条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定並びに第38条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料又は手数料(その名称にかかわらず、これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。)について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表(米子市淀江和傘伝承施設条例(平成17年米子市条例第134号)第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第4条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第5条の規定による改正後の米子市弓浜コミュニティ広場条例別表第2の規定、第9条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第14条の規定による改正後の米子市公会堂条例別表の規定、第15条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定、第17条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第18条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第19条の規定による改正後の米子市元町パティオ条例別表の規定、第20条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表(米子市準用河川占用料徴収条例(平成17年米子市条例第137号)第3条において読み替えて準用する場合及び米

子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第28条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第35条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第38条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第39条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定並びに第40条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における施設、設備又は器具の使用又は占有（これらに相当する行為を含む。）に係る使用料又は占有料（その名称にかかわらず、これらに相当するものを含み、施行日以後に納入の通知を行うものに限る。）について適用する。

別表（第11条、第23条関係）

施設	単位	使用料の額
大会議室	使用時間1時間につき	4,550円
中会議室		1,830円
第1会議室		720円
第2会議室		380円
第3会議室		520円
研修室1		530円
研修室2		380円
福祉団体活動室		590円

備考

- 1 使用時間が1時間未満であるときのその使用時間及び使用時間に1時間未満の端数があるときのその端数は、1時間とする。
- 2 冷房設備又は暖房設備を使用する場合の使用料の額は、この表に基づき算出した使用料の額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額とする。
 - (1) 冷房設備を使用する場合 100分の40
 - (2) 暖房設備を使用する場合 100分の50
- 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 4 大会議室において備付けのビデオプロジェクターを使用する場合は、1回の使用につき1,870円を器具使用料として徴収する。

一部改正〔平成17年条例213号・25年9号・38号・31年2号〕

○米子市保健センター条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 100 号

米子市保健センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、米子市保健センターの設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民の保健衛生の向上及び健康の増進を図るため、米子市保健センターを次のとおり設置する。

名称	位置
米子市保健センター	米子市錦町一丁目 139 番地 3 米子市福祉保健総合センター内

(事業)

第 3 条 米子市保健センター(以下「センター」という。)は、健康相談、保健指導、健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行う。

(開所時間及び休所日)

第 4 条 センターの開所時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

一部改正〔平成 19 年条例 3 号〕

(目的外使用)

第 5 条 センターの施設のうち次に掲げるものについては、第 3 条の事業の実施に支障のない範囲において、当該事業以外の目的のため、市民の使用に供することができる。

(1) 栄養指導室

(2) 運動指導室

(目的外使用の許可)

第 6 条 前条の規定による使用をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第 1 項及び前項(第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 8 条並びに第 15 条第 1 項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)をする場合において必要

があると認めるときは、条件を付けることができる。

一部改正〔平成 17 年条例 213 号〕

(使用許可等の制限)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 衛生上、防火上その他の理由により、第 5 条各号に掲げる施設の使用における安全を確保することができないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成 24 年条例 3 号〕

(特別設備等の制限)

第 8 条 第 6 条第 1 項の許可を受けた者又はセンターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センターの施設若しくは設備に特別の設備をし、若しくはセンターの設備に変更を加え、又はセンターに備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成 17 年条例 213 号〕

(目的外使用等の禁止)

第 9 条 使用許可等を受けた者（以下「使用者」という。）及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的にセンターの施設等を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

一部改正〔平成 17 年条例 213 号〕

(使用許可等の取消し等)

第 10 条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、センターの施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、センターへの入所を拒否し、又はセンターからの退所を命ずることができる。

- (1) 第 6 条第 3 項の条件に違反したとき。
- (2) 第 7 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

一部改正〔平成17年条例213号〕

(使用料)

第11条 センターの施設等の使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第12条 使用者及び利用者は、センターの施設等の使用又は利用を終えたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。第10条第2項の規定により使用許可等を取り消され、センターの施設等の使用若しくは利用を停止され、又はセンターからの退所を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者及び利用者は、センターの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第14条 使用者及び利用者は、センターにおいては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(行為の制限)

第15条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 物品の販売その他営業行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 宣伝
- (4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置
- (5) 前各号に掲げる行為に類する行為

2 第6条第2項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

(指定管理者による管理)

第16条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市が指定するものに、センターの管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) センターの施設等の維持管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

追加〔平成17年条例213号〕

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例213号〕

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

一部改正〔平成 19 年条例 3 号〕

附 則（平成 17 年 7 月 25 日条例第 213 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 1 項、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項及び第 46 条第 1 項の規定は、公布の日から施行する。

（米子市保健センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第 9 条 第 8 条の規定による改正後の米子市保健センター条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第 7 条第 4 号の規定は、施行日以後における米子市保健センター（以下この項において「センター」という。）の施設（改正後の条例第 5 条各号に掲げる施設に限る。）の使用又はセンターにおける改正後の条例第 15 条第 1 項各号に掲げる行為に係る許可（公布日以後に当該許可について申請がされたものに限る。）について適用する。

2 改正後の条例第 10 条第 2 項第 2 号の規定は、この条例の施行の際現に第 8 条の規定による改正前の米子市保健センター条例第 6 条第 1 項又は第 15 条第 1 項ただし書の許可を受けている者に対しても適用する。

○米子市老人福祉センター条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 121 号

米子市老人福祉センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、米子市老人福祉センターの設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 老人の福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次のとおり設置する。

名称	位置
米子市老人福祉センター	米子市錦町一丁目 139 番地 3 米子市福祉保健総合センター内
米子市弓浜地域老人福祉センター	米子市大篠津町 385 番地 47
米子市淀江老人福祉センター	米子市淀江町淀江 1110 番地 1

一部改正〔平成 27 年条例 40 号〕

(事業)

第 3 条 老人福祉センター(以下単に「センター」という。)においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 老人に関する各種の相談に応ずること。
- (2) 老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、老人の福祉の増進を図るため必要な事業

(開所時間及び休所日)

第 4 条 センターの開所時間及び休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。

(1) 米子市老人福祉センター

ア 開所時間 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 休所日

(ア) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法に規定する休日」という。)に当たるときは、その翌日

(イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(2) 米子市弓浜地域老人福祉センター

ア 開所時間 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 休所日

(ア) 水曜日

(イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(3) 米子市淀江老人福祉センター

ア 開所時間 午前9時から午後5時まで（土曜日については、午前9時から正午まで）

イ 休所日

（ア） 日曜日。ただし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日

（イ） 祝日法に規定する休日

（ウ） 12月29日から翌年の1月3日までの日（（イ）に掲げる日を除く。）

一部改正〔平成19年条例3号・27年40号〕

（使用者等の範囲）

第5条 センターを使用し、又は利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 市内に住所を有する60歳以上の者

（2） 市内に住所を有する被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者をいう。）

（3） 前2号に掲げるもののほか、老人の団体等で市長が適当と認めたもの

（使用許可）

第6条 センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項及び前項（第15条第2項において準用する場合を含む。）、第8条並びに第15条第1項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

一部改正〔平成17年条例213号〕

（使用許可等の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

（1） 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

（2） センターの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。

（3） 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

（4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成24年条例3号〕

（特別設備等の制限）

第8条 第6条第1項の許可を受けた者又はセンターの施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、センターの施設若しくは設備に特別の設備をし、若しくはセンターの設

備に変更を加え、又はセンターに備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成 17 年条例 213 号〕

（目的外使用等の禁止）

第 9 条 使用許可等を受けた者（以下「使用者」という。）及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的にセンターの施設等を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

一部改正〔平成 17 年条例 213 号〕

（使用許可等の取消し等）

第 10 条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、センターの使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、センターへの入所を拒否し、又はセンターからの退所を命ずることができる。

- (1) 第 6 条第 3 項の条件に違反したとき。
- (2) 第 7 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

一部改正〔平成 17 年条例 213 号〕

（入浴施設の使用料）

第 11 条 入浴施設の利用者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料（以下単に「使用料」という。）の額は、1 人当たり入浴施設の使用 1 回につき 200 円とする。

3 使用料は、入浴施設に入場する際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

全部改正〔平成 19 年条例 34 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 21 号〕

（使用料の減免）

第 11 条の 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成 19 年条例 34 号〕

（使用料の還付）

第 11 条の 3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により入浴施設に入場することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

追加〔平成 19 年条例 34 号〕

(原状回復の義務)

第 12 条 使用者及び利用者は、センターの施設等の使用又は利用を終えたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。第 10 条第 2 項の規定により使用許可等を取り消され、センターの施設等の使用若しくは利用を停止され、又はセンターからの退所を命ぜられたときも、同様とする。

一部改正〔平成 17 年条例 213 号〕

(損害賠償の義務)

第 13 条 使用者及び利用者は、センターの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成 17 年条例 213 号〕

(遵守事項)

第 14 条 使用者及び利用者は、センターにおいては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(行為の制限)

第 15 条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 物品の販売その他営業行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 宣伝
- (4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置
- (5) 前各号に掲げる行為に類する行為

2 第 6 条第 2 項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

(指定管理者による管理)

第 16 条 市は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 老人の福祉の増進を図るため必要と認められる事業の企画及び実施に関すること。
- (2) センターの施設等の維持管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

全部改正〔平成 17 年条例 213 号〕

(指定管理者による開所時間及び休所日の変更)

第 17 条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第 4 条に規定する開所時間及び休所日を変

更することができる。

追加〔平成 17 年条例 213 号〕

（指定管理者による使用許可等）

第 18 条 指定管理者は、その業務として使用許可等に関する事務を行うものとする。この場合において、第 6 条から第 8 条まで、第 10 条及び第 15 条の規定の適用については、これらの規定（これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

追加〔平成 17 年条例 213 号〕

（委任）

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成 17 年条例 213 号〕

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

一部改正〔平成 19 年条例 3 号〕

附 則（平成 17 年 7 月 25 日条例第 213 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日条例第 34 号）

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 9 日条例第 21 号）

この条例は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 1 項、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項及び第 46 条第 1 項の規定は、公布の日から施行する。

（米子市老人福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第 11 条 第 10 条の規定による改正後の米子市老人福祉センター条例（以下この条におい

て「改正後の条例」という。)第7条第4号の規定は、施行日以後における米子市老人福祉センター及び米子市淀江老人福祉センター(以下この項において「センター」と総称する。)の施設、設備若しくは器具の使用又はセンターにおける改正後の条例第15条第1項各号に掲げる行為に係る許可(公布日以後に当該許可について申請がされたものに限る。)について適用する。

2 改正後の条例第10条第2項第2号の規定は、この条例の施行の際現に第10条の規定による改正前の米子市老人福祉センター条例第6条第1項又は第15条第1項ただし書の許可を受けている者に対しても適用する。

附 則 (平成27年12月22日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月24日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後における米子市弓浜地域老人福祉センターの使用に係る必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。